クローズアップ

すべての人が互いに尊重し合い、暮らしやすい社会に

4月1日より「障害者差別解消法」が施行されます

障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会を作ることを目指した法律「障害者差別解消法」が施行されます。

今回のクローズアップでは、障害者差別解消法で定められていることや、私たちが普段の生活のなかでできる「ちょっとした心づかい」について紹介します。

問合せ　障害福祉課障害福祉係☎497・2073

「障害者差別解消法」は、障害を理由とした差別をなくす法律です

障害者差別解消法では、国や市などの行政機関や、会社・お店などの民間事業者の「障害がある人」に対する障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。

対象となる「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁（日常生活または社会生活を営むうえで支障となる事柄）によって、日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

この法律では、障害のある人に「不当な差別的取扱い」をすることと、「合理的配慮をしない」ことが差別にあたるとしています。

差別にあたる行為①「不当な差別的取扱い」とは？

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限したり、条件を付けるような行為をいいます。

○「不当な差別」とはどんなこと？

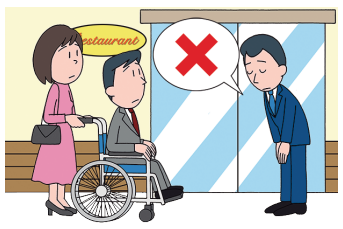

車いすを利用していることや身体障害者補助犬を連れていることを理由にお店に入ることを断る

スポーツクラブや習い事の教室などで、障害があることを理由に入会を断る

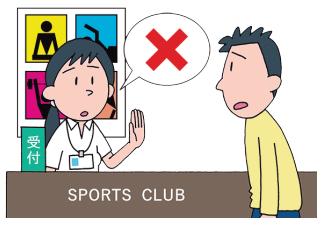

障害があることを理由にアパートなどの部屋を貸さない

差別にあたる行為②「合理的配慮をしない」とは？

障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで行動の妨げになる事柄について、その人の障害に合った必要な環境整備や援助（手助け）をしないことをいいます。合理的配慮を求められた場合は、負担になりすぎない範囲でできることを行います。

○「合理的配慮」としてできることは？

段差があるところを車いす利用者が通る場合は、スロープの設置やキャスターを上げるなどして補助する

視覚障害のある人に書類などの内容を読み上げながら説明する

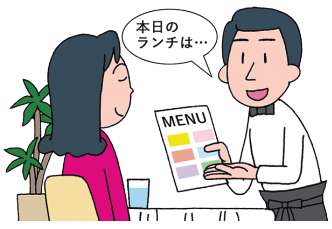

聴覚障害のある人に筆談や手話など、音声とは別の方法で伝える工夫をする

わたしたちができるちょっとした心づかい

「障害者差別解消法」は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律です。一人一人の行うことや考えを罰する規定はありませんが、障害のあるなしにかかわらず、地域で安心して暮らしていくために、皆さんの心づかいで助け合いましょう。

困っている人を見かけたら、声を掛けて協力を申し出ましょう 	点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かないようにしましょう 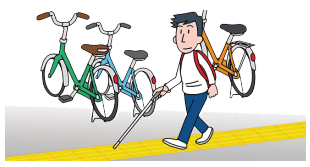	歩行や電車などの乗り降りに時間がかかる人がいます。無理に急がせないようにしましょう
盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬の役割を理解して、犬に声を掛けたり触ったりするなどの邪魔をしないようにしましょう 	駐車場の「障害者等駐車スペース」を必要としない人は、駐車しないようにしましょう 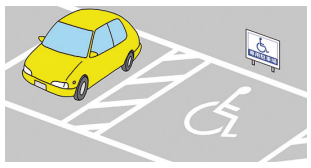	多目的トイレには、車いすが入れる広さや障害に対応した設備があります。必要な人が優先的に使用できるように心掛けましょう

ご存じですか？「ヘルプカード」

ヘルプカード（表面）

障害のある人や難病にかかっている人のなかには、心臓・腎臓などの内部障害や、聴力・視力・発達障害・高次脳機能障害など、見た目からは分かりにくい障害のある人がたくさんいます。

ヘルプカードは、障害のある人が普段から身に付けておくことで、日常生活や災害時などの困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするためのものです。裏面には、手助けしてほしいことや伝えたいこと、連絡先などを記載しています。

ヘルプカードをお持ちの方を見かけたら、温かい配慮をお願いします。